年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年9月まで

私は 20 歳になった昭和 43 年*月に、家から近い市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金手帳が郵送されてきた憶えがある。

国民年金に加入後、国民年金保険料は3か月ごとの納付書が届いていたので、1か月分200円から250円ぐらいを市役所の出張所又は金融機関で納付していたが、昭和44年4月から45年3月までの期間については納付していなかったことに後から気が付いたので、同期間分と46年2月分、同年3月分とを一緒にまとめて納付し、現在、47年4月1日付けの領収印が押されている、合計金額3,900円の領収書を所持している。

平成24年4月に、年金事務所へ申立期間について、「国民年金保険料納付記録の照会申出書」を提出し、領収書も添付したところ、同年10月頃、年金事務所から、一部の期間の国民年金保険料のみを納付済みとする旨の回答があったが、当時は同領収書に記載されたとおりの保険料を納付しており、国民年金に加入してからは、未納が無いように保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和44年4月から同年9月までを含む、同年4月から45年3月までの保険料の領収書を所持しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年8月と推認できることから、当該領収書の領収印の日付の時点において、第1回特例納付及び過年度納付により、44年4

月から45年3月までの期間の保険料を納付することは可能であった。

また、当該領収書に記載されている金額は、第1回特例納付及び過年度納付により納付した国民年金保険料額ではなく、現年度分の保険料を納付した場合の保険料額となっているものの、当該領収書に記載されている保険料の納付期間については、特殊台帳では、未納期間と、特例納付及び過年度納付による納付済期間として整理・記載され、保険料を還付した記載も無いことから、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性が極めて高い。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、保険料を前納している期間や、付加保険料を納付している期間があることから、納付意識が高かったと考えられ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立人は、昭和43年*月に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、44年3月までの国民年金保険料を納付期限内に納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、前述のとおり45年8月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の推認される加入手続時期は第1回特例納付実施期間内であることから、申立期間のうち、昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付により納付することは可能であるが、i)申立人は当該期間の保険料は遡って納付していないと述べていること、ii)申立人の所持する国民年金手帳は昭和45年度発行のものであり、現年度納付したとする主張と一致しないこと、iii)申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 44 年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月30日から4年3月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月16日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11 万円とすることが妥当 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月30日から4年4月3日まで 私は、A社において、平成4年4月2日までB市のデパート内の店舗 でC職をしていたが、同社における厚生年金保険の資格喪失日が3年 12月30日となっている。資料は何も無いが、同社で一緒に働いていた 夫の資格喪失日が4年4月3日に訂正されたので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月30日から4年3月16日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格 喪失日は、平成3年12月30日と記録されているが、当該喪失処理は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である4年4月3日 より後の同年8月13日付けで行われていることが確認できる。

さらに、申立人のほかA社に係る 31 名の厚生年金保険被保険者についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資

格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である4年3月 16 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該 喪失処理前の記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年3月16日から同年4月3日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は、同年3月15日となっていることが確認できる。

また、A社の元事業主に照会を行ったが、回答が無く、同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 53 年2月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。また、標準報酬月額については、昭和 53 年2月から同年4月までは14万2,000円、同年5月から同年7月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月1日から54年2月1日まで 私は、昭和48年10月にB社に入社し、C職として勤務していた。そ の後、子会社のA社、D社、E社と異動し、59年10月まで継続して勤 務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している ので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年2月1日から同年8月1日までの期間について、B社が保管する社員台帳から、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の回答及び申立人の所持する給与明細書により、A社における厚生年金保険料は翌月控除であったと認められるところ、当該給与明細書のうち、昭和53年3月から同年6月までの給与明細書及び同年8月の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は昭和 53 年7月の給与明細書を所持していないが、その前後の月においては厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人と同一の職種であったとする同僚は、申立人と同様に申立期間

が被保険者期間となっていないものの、その所持する給与明細書から同年 6月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は 決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が 源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和53年2月から同年4月までは、上記の給与明細書において確認できる報酬月額から14万2,000円、同年5月から同年7月までは、上記の給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和53年8月1日から54年2月1日までの期間について、社員台帳及び申立人の所持する給与明細書から、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の給与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていない。

また、B社は、当時の資料は残っていない旨回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月 14 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月22日から同年6月1日まで

② 昭和36年4月14日から同年10月1日まで

私は、昭和35年3月22日にA社に入社し、平成3年7月31日まで継続して勤務していた。入社直後の同社B支店に勤務していた申立期間①及び同社B支店から同社C支店へ転勤したときの申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和36年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年3月の社会保険事務所(当時)の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から、申立人が当該期間に同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚の一人は、「入社時に試用期間ないし見習期間があった。」と供述しており、また複数の同僚が、「雇用形態によって厚生年金保険の取扱いが異なっていた。」と述べていることから、当時、A社においては、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、A社B支店が作成した厚生年金保険被保険者台帳の申立人に係る被保険者資格の取得年月日(昭和 35 年6月1日)は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致しており、当該被保険者台帳において、申立人と同日に資格を取得した複数の同僚についても、当該被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年1月から 53 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年1月まで

私は、昭和 45 年 11 月に結婚した後、姉から、「結婚したら国民年金に入った方がいい。」と強く勧められたので、翌年(46 年) 1 月頃、市役所の支所(現在は、区役所)で国民年金の加入手続を行い、送られてきた振込用紙(納付書)により、自宅近くの郵便局で、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を、毎回納付することが大変面倒であったことを記憶しているにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた市の支所(当時)で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、i)加入手続を行った時期や国民年金手帳の交付についてはっきり憶えていないこと、ii)当該期間の保険料の納付金額を具体的に記憶していないこと、iii)当該期間の保険料を郵便局で毎月納付していたことは記憶しているとしているものの、同市では、当該期間当時、郵便局で保険料を現年度納付することはできなかったことなどから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時いわゆる「サラリーマンの妻」であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、特殊台帳によると、申立人は、昭和53年2月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得していた記録は見当たらないことから、当該期間は任意の未加入に

よる保険料を納付することができない期間である上、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から57年2月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和38年6月に町内で転居した際、町内の婦人会の人が行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料については、集金に来ていた婦人会の人に、夫と二人分を納付していた。納付した際に、婦人会の人が国民年金手帳に押印していたのを憶えているが、納付時期や納付金額については記憶が無い。

申立期間の国民年金の加入記録がなく、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月に国民年金の加入手続を行い、集金人に夫と二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i)申立人の国民年金手帳記号番号と推認される番号が、41年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii)申立人が、申立期間のうち、38年6月から39年3月までの期間の保険料を納付するには、申立人に別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一町内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いこと、iii)オンライン記録では、保険料を一緒に納付していたとする、その夫も、当該期間の保険料の納付記録が確認できないことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、合計 225 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月、同年3月から59年3月までの期間及び60年4月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和58年1月

② 昭和58年3月から59年3月まで

③ 昭和60年4月から平成4年3月まで

私の妻は、昭和 57 年 12 月に結婚した後、夫婦二人分の国民年金保険料 を、納付書により金融機関で定期的に納付していた。

国民年金保険料を納付することができない時は、夫婦二人分かどうかは 憶えていないが、私の妻が免除の申請を行ったこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月に結婚した後、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及び申立人夫婦が当時居住していた市の国民年金被保険者台帳等によると、同年同月から平成4年3月までの期間において、両者の保険料が納付済みとなっている期間は昭和 57 年 12 月のみとなっている上、平成2年1月から3年3月までの期間については、妻も保険料が未納となっていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間①、②及び③は、合計 98 か月にも及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私は、昭和 57 年 12 月に結婚した後、夫婦二人分の国民年金保険料を、納付書により金融機関で定期的に納付していた。

国民年金保険料を納付することができない時は、夫婦二人分かどうかは 憶えていないが、免除の申請を行ったこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月に結婚した後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及び申立人夫婦が当時居住していた市の国民年金被保険者台帳等によると、同年同月から平成 4 年 3 月までの期間において、両者が納付済みとなっている期間は昭和 57 年 12 月のみとなっていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間の保険料が未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から11年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から11年8月まで

私は、国民年金の加入手続及び申立期間の年金手帳についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料については、平成9年は、私の父親が免除の申請を行ってくれたはずであり、10年以降は、私が当該手続を行ったと思うが、その時期及び回数については憶えていない。

申立期間後の平成11年9月からは、国民年金保険料免除の記録となっているが、大学生当時、経済的に苦しかったため保険料の免除の申請を行っているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成9年は、その父親が免除の申請を行ってくれたはずであり、10年以降は、自身が当該手続を行ったと思うと述べているが、当該手続を行ったとする申立人の父親に聴取することができない上、申立人は、当該手続についての具体的な記憶が明確でないことから、申立期間当時の保険料の免除の申請手続の状況が不明である。

また、平成9年の国民年金保険料の免除の申請を行ったとする申立人の父親は、申立期間の保険料については未納となっている上、当該期間当時同居の母親も、申立期間の一部の期間の保険料について、未納となっている。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であるため、行政機関の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す 関連資料(受付控等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年5月

私は、平成4年5月に会社を退職した時点で次の就職先が決まっていたが、国民年金の空白期間の発生を避けるために、以前勤めていた会社で交付された年金手帳を持って、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で約1万円の国民年金保険料を納付した。

私の年金手帳記号番号が重複取消になっているが、その時に私の国民年 金の記録が消されてしまったのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月に以前勤めていた会社で交付された年金手帳をもって、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したと主張しているが、i)申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、7年9月ないし同年 10 月頃と推認できることから、その時点において申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、ii)当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、その形跡も見当たらないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人のオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、 平成4年5月9日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、同年6月1日付けで同資格を喪失したとする、記録の追加が7年10月16日付けで行われた ことが確認できることから、申立人は、4年5月9日時点では、国民年金の 被保険者資格の取得が行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、年金手帳記号番号が重複取消になっており、その時に自身の国民年金の記録が消されてしまったのではないかと主張しているが、申立人の二つ目の厚生年金保険手帳記号番号については、平成4年6月に申立人がA社に入社した時に払い出された厚生年金保険手帳記号番号であり、既に元年4月に取得していた一つ目の厚生年金保険手帳記号番号に4年10月に統合されたことから、二つ目の手帳記号番号が、重複取消となったことがオンライン記録により確認できるものの、いずれも厚生年金保険にかかる処理であることから、国民年金との関連は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで 私が A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚が申立期間に勤務していたと記憶する同僚については、申立期間より後にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の同社における被保険者記録は無い。

また、複数の同僚について、その記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない上、当該同僚が一緒に勤務していたと記憶している同僚の中には、A社における被保険者の記録が無い者も複数存在する。

さらに、A社の元取締役は、「自身の入社は申立期間より後の昭和 56年であり、A社及び同社の本店であるB社は既に解散し、当時の資料は無く、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について不明。」と回答している。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、A社及び B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申 立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 神奈川厚生年金 事案 8302 (事案 657 及び 4317 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月3日から同年11月1日まで

② 平成7年11月1日から12年11月26日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については厚生年金保険被保険者の加入記録が無く、申立期間②のうち、平成7年 11 月から9年9月までの厚生年金保険料がオンライン記録の標準報酬月額に見合う金額より多く控除されていたので、記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A社が、申立期間①に係る資格取得届の訂正届を提出したので、調査の上、当該期間の記録を年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、再度、私が作成した時間外割増賃金等の差額未払い賃金を加算した給与額に基づく試算給与一覧表(以下「試算表」という。)を提出するので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社からの「B職として必要なC免許を取得後の養成期間終了までは厚生年金保険には加入させていない。同養成期間終了後に厚生年金保険の被保険者資格の取得届出を行っている。」との回答に加え、申立人から提供のあった当該期間に係る給与明細書においても、申立期間①の厚生年金保険料は事業主により給与から源泉控除されていないことが確認できること、また、申立期間②については、申立人から提供

のあった平成7年 11 月から9年9月までの給与明細書から各月の報酬額に見合う標準報酬月額と、厚生年金保険料として実際に控除されている保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の金額が、オンライン記録における標準報酬月額より低いため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらず、このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づく21年3月6日付け及び22年 11月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①については、A社が自身の資格取得日を入社日である平成7年7月3日に訂正する届出をしたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならない期間と記録されているので、訂正してほしいと主張している。

このため、当委員会において、申立人から提供された給与明細書を再度 検証したが、申立期間①において厚生年金保険料を給与から源泉控除され ていたことが確認できなかった上、A社は、「申立期間①当時、厚生年金 保険料については、養成期間中であったため、厚生年金保険に加入させず、 厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間②については、当委員会において上記給与明細書を再度検証したが、申立期間②における各月の報酬額に見合う標準報酬月額と、厚生年金保険料として実際に控除されている保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の金額が、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低いことが確認できる上、試算表に記載されている時間外割増賃金等の差額未払い賃金について、A社は、「当社は、申立人から請求された当該差額賃金は支払う必要のない賃金であることから、支払っていない。なお、申立人が所持している給与明細書に記載されている以外の給与の支払及び保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間②における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、「事業主は、私が作成した試算表に計上されている時間外割増賃金等の差額未払い賃金を含む給与額に基づく厚生年金保険料を控除すべきであった。」と主張したが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れ

て事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体や労務 賃金の支払に係る違法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所(当時)に納付したことが明らかでない場合である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月頃から44年4月1日まで

私は、昭和43年4月頃から44年5月25日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社において同年4月1日に資格取得、同年5月26日に資格喪失となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

約1年は勤務したはずなので、調査の上、申立期間を被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「入社後、1年程度の試用期間があり、 その後、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存する関連会社であるB社は、「当時の資料は残っていない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年頃から39年7月1日まで

② 昭和39年12月23日から40年4月頃まで

③ 昭和40年4月頃から同年7月3日まで

④ 昭和40年12月10日から42年頃まで

⑤ 昭和 45 年 8 月 10 日から同年 11 月 26 日まで

私は、昭和35年頃から40年4月頃までA社に継続して勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、昭和40年4月頃から42年頃までB社に継続して勤務していたのに、申立期間③及び④の被保険者記録が欠落している。

さらに、昭和 45 年 8 月 10 日から 51 年 11 月 12 日までの期間、C社に継続して勤務していたのに、申立期間⑤の被保険者記録が欠落している。

申立期間①から⑤までの被保険者記録が無いことに納得できないので、 調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚及び複数の同僚の証言から、 申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 39 年7月1日 に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所 となっていないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿によると、申立人の A社における資格取得日は、昭和 39 年7月1日と記載されており、同社 に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一 致している。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「A社は、4月から12月までの季節的操業を行っていた。」と供述しているところ、複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から、同社では、4月から12月までの操業期間に合わせて、被保険者資格の取得と喪失を繰り返していたことがうかがえる。

また、申立人が名前を挙げたもう一人の同僚は、「冬場は、他社の手伝い等をして過ごし、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、 当該期間と同期間ではないものの、1月から3月までの国民年金保険料の 納付記録が確認できる。

申立期間③について、申立人は、昭和 40 年4月頃からB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、事業主は、当該期間において申立人がB社に在籍していたことを確認できる資料は無いと回答している上、複数の同僚に照会しても、申立人が当該期間において勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、事業主及び同僚からも申立期間③の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない上、申立人は当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していないことから、当該期間の保険料控除に関して確認することはできない。

申立期間④について、申立人は、昭和 42 年頃までB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は昭和 40 年 12 月 25 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④の大部分は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「B社は、D業種のため、冬になり雪が降るとE県では仕事ができないので、F市、G市等で2、3か月単位の仕事をしていた。」と供述しているところ、10名の同僚も申立人と同様に昭和40年12月中に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、C社が加入するH健康保険組合の組合 員資格を昭和45年8月10日に取得していることから、申立人が当該期間 に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人のC社に係る雇用保険の記録は、昭和 45 年 11 月 26 日に資格取得とされており、オンライン記録と一致している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿によると、申立人の C社における資格取得日は、昭和45年11月26日と記載されており、同 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と 一致する。

さらに、複数の同僚が、「申立人は、申立人の弟と同じ頃に入社してきた。」と供述しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、弟の資格取得日と同日であることが確認できる。

加えて、C社は、平成14年1月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主照会に対する回答も無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月頃から 28 年 8 月頃まで

私は、申立期間において、A基地内に所在していたレストランのB事業所に勤務していたが、オンライン記録によると、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A基地内に所在していたレストランの B事業所でC職を担当していた。」と供述している。

しかしながら、A基地内における厚生年金保険の適用事業所であった D事業所(現在は、E事務所)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿で連絡先が判明した 27 名の同僚に照会したところ、回答のあった 17 名全員が、「申立人を記憶していない。」と供述している上、E事務所は、 「A基地など連合国軍基地で勤務していた従業員のうち、レストランに勤 務していた従業員については、昭和 36 年 12 月 1 日以降は日本が諸機関 労務契約に基づき雇用していたが、26 年 7 月 1 日から 36 年 11 月 30 日ま での期間は連合国が直接雇用を行っていたため、当事務所は、その当時 の状況を承知していない。」と回答している。

また、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号)によると、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、日本政府の直傭使用人としての身分を喪失することとなり、

ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、 映画事業等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者 とならないこととされていた。

さらに、D事業所における複数の同僚は、「昭和 26 年 7 月 1 日以降は、 連合国軍の直接雇用契約になったため、厚生年金保険の被保険者となっ ていない。」と供述している。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

一連の手続に不自然な点は見られない。

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 30 日から 53 年 1 月 1 日まで 私は、A社に昭和 48 年の春頃に入社し、53 年 9 月 19 日に退職する まで継続して勤務していた。年金記録を見ると、同社に勤務していた期 間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び申立期間において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、申立人は申立期間において継続して勤務していた旨を回答していることから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社における社会保険事務及び給与計算は私一人で行っていた。」と述べているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和51年12月29日に離職しており、当該離職に係る離職票が交付されていることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険の整理番号が申立期間の前後で異なっており、一度目の資格喪失時において、当該資格喪失の受付年月日は、「昭和52年1月13日」と記載され申立人の健康保険被保険者証が返却されているほか、二度目の資格取得時は申立人の結婚後の姓となっており、

また、A社は、当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、上記被保険者名簿に記載されている申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申

立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。